

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年3月29日（平成29年（行個）諮問第59号）

答申日：平成29年6月22日（平成29年度（行個）答申第54号）

事件名：本人から懲戒の申立てがあった特定土地家屋調査士の回答書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書1ないし文書5に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分を不開示としたことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月10日付け特定文書番号により特定法務局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

ア 処分庁から上記1に記載する処分を受けた。

イ 処分庁はその理由を、別紙の2として記載している。

上記別紙の2（1）ウの回答書（以下「本件回答書」という。）に関する理由を処分庁は「個人識別情報に当たり、また、当該部分を公開すると、今後の処分庁の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある」としている。

ウ 本件回答書の内容は添付資料（測量関係一式、地積測量図、登記事項証明書、事件簿、領収書、その他）からも、黒塗りしているページの全部分（全内容）が個人識別情報に該当するはずはなく、この回答書の作成者が処分庁でなく被調査者作成によることから回答書開示により即座に処分庁の事務処理に支障があるとは言い難い。

エ 本件回答書内容は、審査請求人が懲戒請求を求める事由に関するもので、その内容を知ることが当然である。

オ 原処分により、審査請求人は保有個人情報の開示を侵害されている。

カ 以上の点から，原処分 of 取消しを求めるため，本審査請求を提起した。

(2) 意見書

ア 審査請求の理由

(ア) そもそも審査請求人は懲戒処分請求理由として基準点使用の不当性，基準点成果の違法性を訴えており，これらの判断に当たった理由について処分決定書で触れておらず，情報開示により確認しようとしたところである。しかし，開示された書類のほとんど黒塗りであることから審査請求を行っている。

(イ) 懲戒処分請求の当事者として，処分決定結果のみならず，その経緯，理由を知ること，異議申立て等の手続が可能であるが，黒塗りのままでは各種手続に支障が生じている。

(ウ) 審査請求人は，通常の開示期間を延長され，開示された情報を利用する機会を失った。

(エ) 審査請求人は，今後行われる土地家屋調査士の懲戒処分には全く関心がなく，あくまでも今回の開示請求に関わる一当事者として知りたいだけである。

(オ) 被申立人が任意で提出した資料については，被申立人が自己の正当性を証明するために提出したものであることから，懲戒処分決定に関わる書類であると推測できる。処分当事者としてその内容の妥当性・正当性を判断するためにもぜひ開示してほしい。そもそも，黒塗りでは，事務の適正な遂行が行使されたかも審査請求人は判断できない。

イ 懲戒処分に対して

(ア) 審査請求には，本件の懲戒処分の結果については不服であったところ，その処分結果通知に処分経緯・理由が具体的な記載がないため，情報開示請求を行った。しかし，開示決定までに2ヶ月を要し，その決定内容も審査請求人が要求した内容とは乖離している。

(イ) 審査請求人は懲戒処分の妥当性を判断したいだけである。知る機会を損なうことのないようお願いしたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る開示請求の対象とされた行政文書及び原処分

本件開示請求の対象とされた行政文書は，文書1ないし文書5のとおりであるところ，処分庁は，法18条1項の規定に基づき，平成29年2月10日付け特定文書番号通知（以下「開示決定通知書」という。）をもって，一部開示する旨の決定（原処分）を行った。

2 審査請求人が主張する本件審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね、次のとおりであると考えられる。

- (1) 開示決定通知書の別紙の1(3)(別紙の2(1)ウ)の回答書(本件回答書)の回答内容に関する不開示理由を処分庁は「個人識別情報に当たり、また、当該部分を公開すると今後の処分庁の事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがある」としている。
- (2) 本件回答書の回答内容は添付資料(測量関係一式、地積測量図、登記事項証明書、事件簿、領収書、その他)からも、黒塗りしているページの全部分(全内容)が個人識別情報に該当するはずはなく、この回答書の作成者が処分庁でなく被調査者作成によることから回答書開示により即座に処分庁の事務処理に支障があるとは言い難い。
- (3) 本件回答書の回答内容は、審査請求人が懲戒請求を求める事由に関するもので、その内容を知ることは当然である。
- (4) 原処分により、審査請求人は保有個人情報の開示を侵害されている。
- (5) 以上の点から、原処分の取消しを求める。

3 原処分の妥当性

(1) 不開示情報該当性

審査請求人は、上記2の理由により、別紙の1の文書3のうち、回答書の回答内容部分は開示されるべきであると主張するので、以下検討する。

当該回答書は、被申立人の特定土地家屋調査士会綱紀委員会の調査事項に対する回答及び回答の参考として被申立人が任意に添付した資料によって構成されているところ、このような文書を公開すると、被申立人が、土地家屋調査士会への回答に当たり、率直な事実等を記載することや必要な資料を提出することをちゅうちょするようになり、今後の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号本文の不開示情報に該当する。

また、被申立人が綱紀委員会に対して回答した内容や任意に提出した資料は、全体として法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。そして、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当しないし、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(2) 法16条の規定による裁量的開示の余地

審査請求人の主張は、法16条の規定による裁量的開示を求めているものとも考えられるが、これを行う必要性は認められない。

4 結論

以上のとおりであるから、別紙の1の文書3のうち、回答書の回答内容部分を不開示とした原処分は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成29年3月29日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年4月17日 | 審議 |
| ④ 同年5月2日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ 同月29日 | 本件対象保有個人情報の見分及び審議 |
| ⑥ 同年6月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、審査請求人が行った特定土地家屋調査士（被申立人）に対する懲戒処分の請求について、処分結果に関する文書に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報として、別紙の1に掲げる文書1ないし文書5（以下、順に「文書1」ないし「文書5」という。）に記録された保有個人情報を特定し、そのうち別紙の2に掲げる部分を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、別紙の2（1）ウに掲げる回答書（本件回答書）に記録された保有個人情報の不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（1）諮問庁の説明

ア 本件回答書は、被申立人の特定土地家屋調査士会綱紀委員会の調査事項に対する回答及び回答の参考として被申立人が任意に添付した資料によって構成されているところ、このような文書を公開すると、被申立人が、土地家屋調査士会への回答に当たり、率直な事実等を記載することや必要な資料を提出することをちゅうちょするようになり、今後の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条7号本文の不開示情報に該当する。

イ また、被申立人が綱紀委員会に対して回答した内容や任意に提出した資料は、全体として法14条2号本文に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別する

ことができるものに該当する。そして、これらの情報は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえないことから、同号ただし書イに該当しないし、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(2) 検討

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ、本件不開示部分は、文書3に記録された保有個人情報の一部であるところ、文書3は、特定法務局から委嘱を受けた特定土地家屋調査士会による特定土地家屋調査士の非違行為に関する調査について、特定土地家屋調査士会が特定法務局へ報告をした文書であると認められる。そして、そのうち、本件不開示部分は、特定土地家屋調査士会が特定法務局から委嘱を受けた調査事項に対して、特定土地家屋調査士が回答した本件回答書の回答内容部分及び本件回答書の添付資料に記録された保有個人情報であると認められる。

そうすると、これらを開示すると、今後、同様な調査において、被申立人が、土地家屋調査士会への回答に当たり、率直な事実等を記載することや必要な資料を提出することをちゅうちょするようになり、今後の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条2号、3号イ及び7号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、審査請求人が開示すべきとする部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、同条2号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙

1 本件対象保有情報が記録された文書

文書1 特定日A受付の懲戒請求書及び添付資料

文書2 特定日B特定法務局の特定土地家屋調査士会長宛て調査の委嘱の起案文書及び添付資料

文書3 特定日C付け「土地家屋調査士の非違行為に関する調査について（ご報告）」及び添付書類

文書4 特定日D特定法務局の懲戒処分しない旨の決定の起案文書

文書5 特定日E特定法務局の懲戒請求者（申立人）宛て結果通知の起案文書

2 開示決定通知書（原処分）の不開示とした部分とその理由

(1) 文書3に記録された保有個人情報

ア 特定土地家屋調査士会長の印の印影

法人の代表者の印影は、当該法人が真意に基づいて作成した真正な文書であることを示す機能を有しているものであり、これを公にすれば、偽造、悪用されるなどして、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

よって、法14条3号イに該当し、不開示とする。

イ 綱紀委員会調査報告書の調査結果報告欄

当該不開示部分には、懲戒処分に係る特定土地家屋調査士会綱紀委員会の調査結果の詳細内容及びこれを踏まえた特定土地家屋調査士会の意見が具体的に記載されているところ、当該部分を公にすると、今後の法務局の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に不都合が生じるおそれがあると認められる。

よって、法14条7号柱書きに該当し、不開示とする。

ウ 回答書の回答内容

当該不開示部分には、被申立人の特定土地家屋調査士会への回答内容が具体的に記載されているところ、当該部分は、開示請求者以外の個人識別情報に当たり、また、当該部分を公開すると、今後の法務局の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、法14条2号本文及び7号柱書きに該当し、不開示とする。

エ 決議書

(ア) 対象土地家屋調査士の生年月日（年齢）

土地家屋調査士の生年月日（年齢）は、開示請求者以外の個人に関

する情報であって、開示請求者以外の個人を識別できるものに該当し、事業を営む個人の当該事業に関する情報又は法14条2号イからロに該当しない。

よって、法14条2号本文に該当し、不開示とする。

(イ) 「III 決議事項」の内容

当該部分には特定土地家屋調査士会の懲戒処分の処理に関する決議事項が記載されているところ、当該部分を開示すると、今後の法務局の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、法14条7号柱書きに該当し、不開示とする。

(2) 文書4に記録された保有個人情報

当該起案文書は、本件土地家屋調査士の懲戒処分事案の処理に係る担当官作成の決裁文書であるところ、当該不開示部分には、特定土地家屋調査士会及び特定法務局の担当官の懲戒処分に係る処理意見等が記載されており、これを公にすると、今後の法務局の土地家屋調査士の懲戒処分に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、法14条7号柱書きに該当し、不開示とする。